

横浜市要介護認定事務センターより ～特記事項を記入する上でのお願い～

VOL.12



定義についてのお悩みや迷いについて伺うことがあります。今回はお問い合わせの多い「2-9 整髪」から認定調査員テキストの解説と調査時のポイントをお伝えいたします。



▶ 「2-9 整髪」の評価軸について

「介助の方法」の項目の選択の基本は、具体的に介助が「行われているかどうか」です。2-9整髪には、行為が発生しない場合の「代替評価」があります。認定調査員テキストに記載された選択肢の選択基準や留意点をよく確認しましょう。

※3つの評価軸の詳細は、横浜市要介護認定事務センター発行のチラシVOL.6～8を参照。

▶ 確認テスト

以下の文章の（ ）に当てはまる言葉を選んでください。（※答えは裏面下）

- ①「2-9 整髪」で、自身で整髪を行うが、十分に行えておらず、本人が行った部分も含めて介護者が全てやり直している場合の選択肢は（ ）です。

選択肢 A：介助されていない B：一部介助 C：全介助 D：選択できない

- ②「2-9 整髪」で、家族がそばで見守り・声掛けを行い、自分で髪をとかす場合の選択肢は（ ）です。

選択肢 A：介助されていない B：一部介助 C：全介助 D：選択できない

- ③「2-9 整髪」で、短髪で整髪の必要がないため、行っていない場合の選択肢は（ ）です。

選択肢 A：介助されていない B：一部介助 C：全介助 D：選択できない

▶ ピックアップ項目

2-9 整髪

【定義】ここでいう「整髪」とは、「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等の「整髪」の一連の行為のことである。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.91～92を参照

【留意事項】

◎洗面所等鏡がある場所への誘導、移動は含みません。

「一部介助」には、該当する行為を行う中で発生する「声かけ」は含まれますが、行為を行う場所（洗面所等）へ誘導する「声かけ」は含みません。

◎最初の声掛けのみで一連の行為ができる場合は、「介助されていない」を選択します。必ずしも「声かけ」＝「一部介助」ではありません。

◎洗面所周辺の掃除等も選択基準には含まれません。

ただし、選択基準に含まれないことであっても、具体的な「介助の方法」と「頻度」の記載があると、審査会において介護の手間として反映することができます。

【特記事項】整髪の一連の行為は介助なく一人で行える。本人は整髪を行おうとしないため、家族が毎日丁寧に声掛けを行い、洗面所へ誘導している。

（頻度）

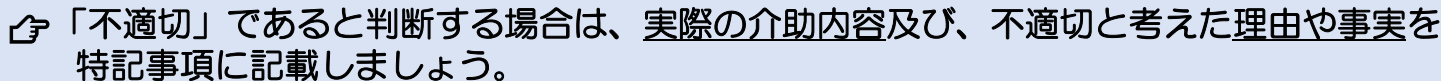
（介助の方法）

※介護の手間

【選択肢】 「介助されていない」

※2-7口腔清潔、2-8洗顔も同様の考え方です。

▶ 特記事項作成のポイント



調査日より概ね過去1週間において、より頻回に見られる状況や日頃の状況を確認します。

- ◎ 不適切な状況の例：髪が乱れている、肩に痛みがあり整髪にかなりの時間がかかる 等

▶ 事例

事例 1：独居。上肢は麻痺拘縮なし。歩行はふらつきあり。居室から洗面所までは距離がある。

髪が乱れている…。整髪は行えているのかな？



- ① 普段髪の毛はどうやって整えていますか？

- ② 外出もしないからやってないよ。
洗面所まで歩くのも大変だからね。

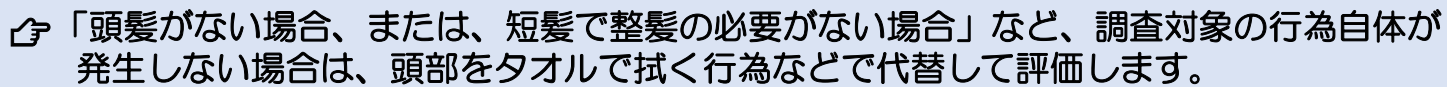
- ③ そうなんですね。
たとえば手櫛で整えたり、ブラシが準備されたらできそうですか？

- ④ そうだね、手櫛だと後ろが届きづらいから、ブラシや鏡の用意があれば自分でできるよ。



特記事項：洗面所まで歩くことが困難で、髪が乱れており不適切な状況。用具を準備すれば整髪は行える。
 選択肢：「一部介助」

▶ 評価のポイント



通常の整髪行為がある場合は、これらの行為を評価対象には含みません。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.92を参照

▶ 事例

事例2：頭髪がないため整髪の必要はない。「1-10洗身」は介護者が背面を洗身する一部介助がある。

入浴後に頭部をタオルで拭く行為は一人でできるのかな？



- ① (1-10洗身と合わせて確認)
洗身後に、頭部を拭く行為は行えますか？

- ② 家族がやってくれてるね。

- ③ ご家族が拭いてくださっているんですね。
日頃からご自身で頭部を拭くこともあり
ませんか？

- ④ そうだね、腕も上がらないし任せているよ。



特記事項：頭髪がなく整髪を行っていない。腕が上がりず、入浴後に頭を拭く行為は家族による全介助で行われている。

選択肢：「全介助」